



上富田町告示第132号

下記要綱を公布する。

令和8年9月11日

上富田町長 奥田 誠



記

1. 上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事に係る業者選定要綱

上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事に係る業者選定要綱

令和8年9月11日
要綱 第 45 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事に係る業者（以下「業者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2条 業者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、別に定める「上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事に係る公募型プロポーザル方式実施要領」によるものとする。

(設置)

第3条 業者を選定するために、上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事に係る業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 審査委員会は、5名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 和歌山県スポーツ部局関係職員
- (2) 上富田町スポーツ協会理事
- (3) 上富田町スポーツ推進委員
- (4) 上富田町社会教育委員
- (5) 副町長

3 審査委員会の委員長は、前項第5号に掲げる委員をもって充てる。

4 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、提出された提案書等の審査、採点及び最適者の選定について審議するものとする。

2 前項の規定は、審査委員会の合議によるものとする。

3 審査委員会の会議は非公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(業者の決定)

第6条 前条の規定により選定された業者は、町長の決裁をもって決定され、決定された業者に「上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事」を発注するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び関係者は、審査委員会の審議上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。